

令和3年度 第9回 常設審議委員会 次第

日時 令和 3年12月21日（火）
場所 第二水産ビル 4F 会議室

【メモ】

1 質問・意見聴取

- 1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

2 報 告

- 1) 地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動の結果について
2) 水田活用の直接支払い交付金の見直しについて
3) 「人・農地など関連施策の見直し」について

3 協議事項

- 1) 令和5年度 農業政策・予算に関する要望書（原々案）について

次回 令和3年度第10回常設審議委員会は、令和 4年 2月 17日（木曜日）
開会時間は、13：30です。

場所は、第二水産ビル 4F 会議室です。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催
を行う場合があります。

地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動の結果について

【要請活動対応者】

多田正光 会長
 中谷敏明 副会長
 南 和孝 副会長
 乾 泰司 専務理事
 佐藤匡紀 農政・業務担当部長

【12月 1日（水）】

時 間	国会議員	政 党	場 所
13:30	鈴木 宗男	日本維新	参 1219
14:00	紙 智子	日本共産	参 地下 102
15:00	長谷川 岳	自由民主	参 701
15:00	徳永 エリ	立憲民主	参 619

【12月 2日（木）】

時 間	国会議員	政 党	場 所
09:00	東 国幹	自由民主	衆2 1020
10:00	鈴木 貴子	自由民主	衆1 1202
10:30	伊東 良孝	自由民主	衆1 623
11:00	神谷 裕	立憲民主	衆2 801
13:00	石川 香織	立憲民主	衆2 512
13:00	和田 義明	自由民主	衆1 410

【12月 3日（金）】

時 間	国会議員	政 党	場 所
10:00	逢坂 誠二	立憲民主	衆2 517
10:30	堀井 学	自由民主	衆2 408
11:00	中村 裕之	自由民主	衆2 406
11:30	稻津 久	公 明	衆2 413

水田活用の直接支払交付金の見直しに係る関係機関連絡会議

日時：令和3年12月13日(月)13:30～

場所：本庁7階農政部大会議室等

1 開会

2 内容

(1) 水田活用の直接支払交付金の見直し事項(案)について

(2) 見直しにより懸念される事項について

(3) その他

3 閉会

水田活用の直接支払交付金の見直し事項(案)

現行

○ 飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算の扱い

- ・飼料用米・米粉用米の複数年契約加算：1.2万円/10a
※年度ごとに、3年以上の複数年契約を有している取組に対して支払い
(3年間の継続支払いを約束したものではない)

- ・地域協議会単位での拡大加算
※前年度からの拡大分に限る

○ 交付対象水田の扱い

- ・水張りができない農地(畦畔や用水路がない農地等)は交付金の対象外

○ 多年生作物(牧草)の扱い

<戦略作物助成(多年生牧草)>

- ・播種せずとも収穫を行っていれば3.5万円/10a
(麦・大豆や飼料用とうもろこし等と同単価)

○ 高収益作物畑地化支援の扱い

- ・品目を問わず17.5万円/10aで支援
(R3年に10.5万円/10aから引き上げ)

御意見を踏まえた見直し案

- ・複数年契約の取組率が約9割に達し、複数年契約推進の効果が薄れています。一方、複数年契約に対する経過措置として、継続分(R2～、R3～)を対象にR4は0.6万円/10aを支援。

- ・新たに新市場開拓用米について複数年契約加算(1万円/10a)を創設。
- ・転換拡大を支援する水田リノベーション事業と趣旨が重複。都道府県連携型助成による拡大分への支援は継続。

- ・現行ルールを再徹底。

- ・転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後、5年間(R4～R8)に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針。

- ・一度播種すれば5～10年に渡って収穫可能であり、播種年以外は生産コストも低いことから、収穫のみを行う年の戦略作物助成の単価を見直す。

<戦略作物助成(多年生牧草)>

- ・播種～収穫を行う年：3.5万円/10a
・収穫のみを行う年：1.0万円/10a

- ・高収益作物による畑地化を加速化させるため、高収益作物は17.5万円/10a(その他作物は10.5万円/10a)。
- ・遊休農地や耕作放棄地への畑地化は支援とならないことを徹底。

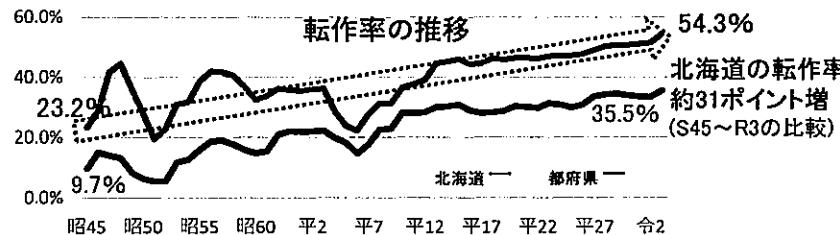
水田活用の直接支払交付金 見直しにより懸念される事項について(案)

令和3年12月
北海道農政部

■ 現状

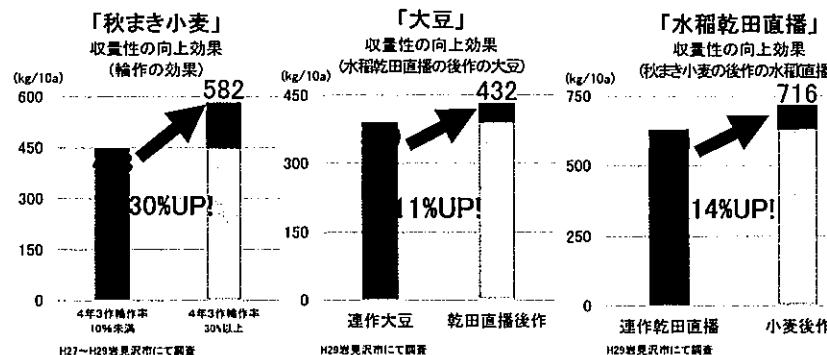
○ 転作への取組

昭和45年の転作開始以降、道は、国の転作政策に率先して協力、貢献



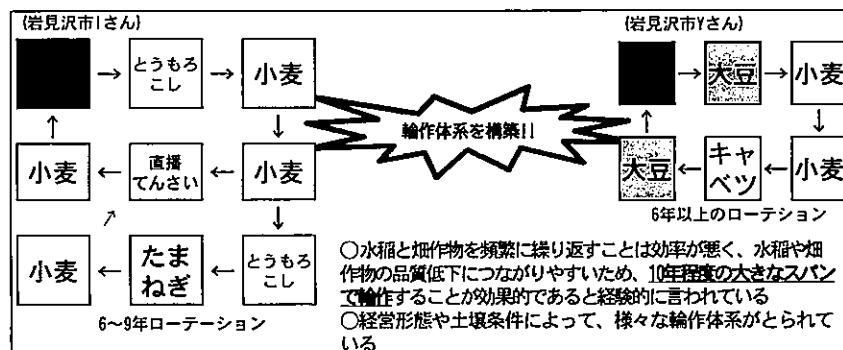
○ 農業関係者の努力

転作を進め、**水稻と畑作物の輪作**に取り組むとともに、品種改良や基盤整備、営農指導、何よりも農家の努力などにより、**水稻と転作作物の収量性が向上し、食料自給率の向上にも貢献**



○ 田畑輪換体系の構築

経営面積が増加する中で、経営規模や労働力、土壌条件等に応じて、効果的な田畑輪換の体系を構築



■ 主な見直し案

○ 交付対象水田の扱い

- ・現行ルールを再徹底。
- ・転換作物が固定化している水田の畠地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後、5年間(R4~R8)に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針。

○ 多年生作物(牧草)の扱い

- ・一度播種すれば5~10年に亘って収穫可能であり、播種年以外は生産コストも低いことから、収穫のみを行つ年の戦略作物助成の単価を見直す。

[播種~収穫を行つ年:3.5万円/10a]
[収穫のみを行つ年:1.0万円/10a]

■ 見直しにより懸念される事項

～ 水張りを行う場合 ～

○ 水稟生産への影響

- ・「生産の目安」を守らず、主食用米を作付けする生産者が増加し、需要に応じた生産が困難になる懸念
- ・復元田では、窒素を過剰に吸収することとなり、品質の低下を招く(高タンパク米)懸念(特に、泥炭地域)
- ・飼料用米は、R3緊急作付転換により、作付面積が大幅に増加。(R2:1,865ha → R3:6,513ha)。飼料用米を作付する生産者がさらに増加し、定着性が高く需要のある作物への転換が停滞
- ・当初計画を超えて水張り面積が増加したり、復田が集中する場合には、用水不足が生じる懸念
(復元田の必要水量は、通常の水田と比較して、1.5~2倍)

～ 水張りを行わない場合 ～

○ 水田農家の収入減の影響

- ・水田農家は、交付金が減少することによって、経営収支が悪化し、後継者難や、さらには離農が発生する懸念

～ 畑へ地目転換する場合 ～

○ 土地評価額の下落による影響

- ・田 248千円/10a → 畑 16千円/10a(全道平均)
- ・農業経営における資産の減少
- ・借入金の担保評価額が低下、不良債権化した場合、農地の健全な運営に支障
- ・地方自治体の固定資産税収入の減少
- ・土地売却(複数化)の標準や範囲の拡大
- ・地域内の経営体が減少するなどにより、競争圧力を緩和されるおそれ

○ 土地改良区の維持管理への影響

- ・畑への転換が進み、水田面積が減少した場合は、将来的な施設の維持管理への支障、他の組合員への負担増加の懸念(大幅二極化への転換が進行した場合、土地区画整理事業の危機化)
- ・不要となった施設が発生した場合、撤去費用の増加

○ 中山間直払・多面的機能支払への影響

- ・例えば、中山間直払の場合、別の付帯生産が適用され、ほとんどが交付の対象から外れる
- ・交付金額の減少により、農村地域における多面的機能を支える活動等に支障が生じる懸念

○ 治水機能の喪失による影響

- ・畑への転換が進んだ場合には、水田の治水機能が失われ、防災・減災・国土強靭化に向けた「河川・流域づくり」の機能が損なわれる懸念

～ 多年生作物(牧草)の扱い ～

○ 自給飼料生産への影響

- ・主に水田地域において肉牛や軽種馬用に牧草を作付けしている転作田については、他の作物に転換されることが想定され、自給飼料の作付面積の減少が懸念

今後の予定

令和3年12月13日(月)：関係機関連絡会議

14日(火)：地域協議会向け説明会 Web

～15日(水) (農政事務所説明)

16日(木)：北海道再生協議会水田部会、

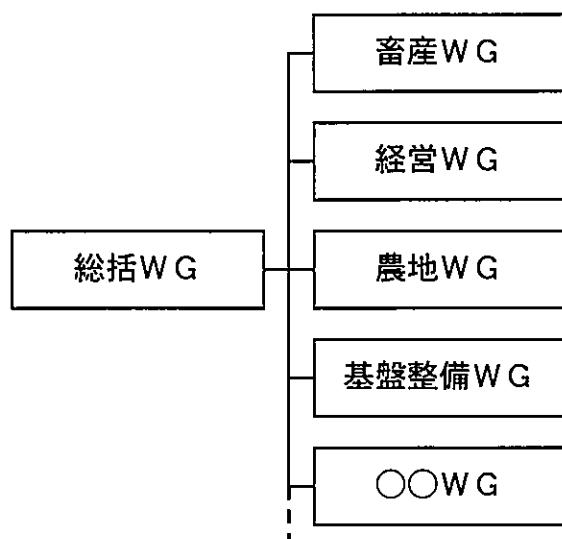
北海道農協米対策本部委員会

令和4年1月6日(木)頃：令和4年予算全国会議 (Web)

1月中 : 関係機関・団体から影響調査取りまとめ

2月中 : 想定される影響の検証と対応方向の整理

(検討体制のイメージ)



令和5年度 農業政策・予算に関する要望書

(原々案)

令和4年5月

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事長 多 田 正 光

令和5年度 農業政策・予算に関する要望

北海道の農業は、大規模で専業的な経営体が主体となって、安全・安心な食料を安定供給することにより、我が国の自給率向上に貢献するとともに、本道の経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行、地域における労働力不足に加え、TPP11、日EU・EPA、日米貿易交渉、RCEPといった国際化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要の減退など、難しい局面に直面しており、今後も本道の農業が健全な発展をしていくためには、活力ある農業と安心して住み続けられる農村を維持することが重要となっている。

一方、国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業による農地の担い手への集積・集約化の促進や、農業者の所得向上を図るために、農林水産業・地域の活力創造プランに基づく施策の展開をしているが、必ずしも本道農業の実情にあった施策とは言い難い側面がある。

そのため、一般社団法人北海道農業会議は、本道市町村農業委員会とともに、農地・担い手に係る対策を中心とした政策提案をとりまとめたところである。

政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和3年度農業予算の立案において、本道農業が持つ潜在力を最大限に發揮しながら、将来に渡ってその役割を果たすことができるよう、次の提案事項の実現について、強く要望する。

令和 4年 5月30日

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事長 多田正光

【新型コロナウイルス感染症の影響緩和について】

1. 食料の安定供給

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした外食需要の大幅な減少や消費構造の変化に伴い、農産物の在庫の滞留や価格下落等の長期化が懸念されるところである。

米については、在庫の増大により米価が下落しており、今後の稻作経営の意欲を減退させている状況にある。

また、乳製品についても在庫が増大している中において、全国的に生乳生産量が増加している状況にあり、令和4年度においては、12年ぶりに生産調整が行われている状況にあるが、処理不可能乳の発生が懸念されるなど、今後の乳価に対する不安が取りざたされているところである。

米農家への緊急支援が行われたところであるが、当面、新型コロナウイルス感染症の影響が続くと思われることから、米・乳製品における消費回復・喚起に加え、在庫対策等、経営の維持・発展等に向けた支援施策の継続と充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

※ 令和4年度の乳価の状況によって、表現を修正する

2. 経営継続支援と生産資材等の安定供給について

新型コロナウイルス感染症の影響による消費減退によって、原油価格が高騰していることから、輸送コスト・農機具の燃料・海外からの輸入資材など農業経営に必要な生産資材が高騰している状況にある。

そのため、生産資材の高騰に対する対策を構築すること。

※ 原油価格が下落した場合は、要請項目自体を再検討する。

イメージとしては、レギュラーガソリンが150円を下回った場合は、削除する。

【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】

TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、RCEPの発効に伴う農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体质強化や経営安定に向けた予算を確保するなど、万全な措置を講ずること。

また、今後の国際貿易交渉において、食料等の安定供給を担う本道農業が再生可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、本道の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、農業者のみならず、地域の関係者等に交渉内容の丁寧な説明を行う必要があることから、国会で審議する際には、その審議過程の透明性を確保すること。

【 基本農政の確立 】

新型コロナウイルス感染症により、国産農産物の重要性が再認識されていることを踏め、国産農産物の重要性に関する食育の促進を図るとともに、国産農産物の増産に関する支援・消費喚起を強化することにより食料自給率の向上を図ること。

また、本道においては、一部の地域で10ha未満の農家戸数が増加するなど農地構造が変化しつつあることを踏まえ、持続可能な農業経営や産業構造を構築するため、中長期を見通した農業政策の基本を確立すること。

【人・農地に関する課題の解消】

1. 優良農地の確保

(1) 優良農地の確保のための土地法制の整備

地球温暖化による影響で、豪雨・干ばつなどの異常気象が頻発する中で、温暖化対策の一環として、第6次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーによる発電比率を増加させる方針が決定されたことを受け農地へのソーラーパネルの設置の相談が増加傾向にある。

カーボンニュートラルの実現のためには、森林による温室効果ガスの吸収だけではなく、農地においても温室効果ガスの吸収が不可欠である。

また、食料自給率が37%と低迷する中において、2030年までに45%の目標を達成するためには、414万haの農地の確保が必要であるとされているところである。

こうした状況の中で、これ以上農地がエネルギー対策に活用されることは、本道農業にとって望ましくない状況であるとともに、食料自給率の目標達成を困難な状況に陥らせる要因となりかねない。

また、無理な開発による地すべりなどの災害が発生するなど土地利用のあり方が問われている状況にあることから、農地の保全・安全な土地利用を確保するため、総合的な土地法制の再整備を行うこと。

（2）農地の所有権移転の促進

民法・不動産登記法の改正により、相続登記等が義務化されるなど所有者不明土地の解消に向けた対策が講じられているところである。

しかしながら、改正不動産登記法では、相続人である旨の申出を行った場合、最大10年間登記の義務が免除されるなど登記名義人が一定期間確定しない状態が継続される可能性がある。

現行の農地制度では、所有者が不明な農地であっても貸借が可能となる法制度が整備されている状況にあるが、本道には、登記が保留された結果、相続人が100人を超えるケースも出てきており、所有権移転が困難に陥っている農地も存在している。

現行の農地流動化施策は、農地中間管理事業による貸借を中心とした農地流動化が推進されているが、農地における基盤整備や農地改良を行う観点から見た場合、耕作者が耕作する農地を所有することが最も望ましいと考えられる。

そのため、所有権移転も含めた農地流動化施策を構築するとともに、所有権移転のための政策誘導を行うこと。

（3）農地中間管理事業と特例事業の推進

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業・特例事業については、本道における担い手への農地集積・集約化において重要な位置を占めるとともに、優良農地の確保にも貢献している制度であることから、引き続き、必要な予算を確保すること。

また、機構集積協力金を活用している場合に、同一の担い手に対し当該農地の所有権移転をした場合、機構集積協力金の返還が求められる状況にあるが、同一の担い手への所有権移転は、担い手への集積を確固たるものとする行為であることから、協力金の返還措置を免除すること。

(4) 概算取得費の増額

農地を売却した場合の概算取得費については、租税特別措置法第31条の4の規定により、5/100とされているが、農業経営を行うに当たり農業者は、所有している農地に対し、生産力の向上のため基盤整備等により概算取得費以上の費用を費やしている状況にある。

また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得していながらも、記録がないことにより概算取得費を用いた農地売買となることから、所有権移転について躊躇するケースも見受けられる。

限られた資源である優良農地を次世代の担い手に適切に所有権移転を行うことは、次世代の担い手の経営安定につながることから、所有権移転を促進するため、農地の売買について、租税特別措置法第30条に規定される山林と同等の50/100の概算取得費の対象とすること。

(5) 担い手への農地の集約化の促進

担い手へ農地を集約化させることは、農地の利用の最適化、担い手育成において効果的な手段である。

交換分合事業は、所有権に基づく担い手への農地集約化に最も有効な制度である。

しかしながら、交換分合事業については、農地耕作条件改善事業等により市町村農業委員会等の事務費の一部について補助金の交付を受けることが可能であるが、市町村農業委員会単独での活用が困難となっている。

そのため、担い手への農地の集約化を加速させるため、市町村農業委員会が単独で実施可能な仕組みとすること。

2. 農業生産基盤の強化

(1) 農業農村整備事業等の拡充と予算の確保

「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、持続可能な農業経営を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。

このため、ほ場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業等について、十分な予算を確保すること。

(2) 担い手への農地の集約化の促進のための措置

効率的な農地利用を促進するためには、担い手へ農地を集積するだけではなく、農地を集約することが必要である。

また、集約することにより、スマート農業の導入が可能になると考えられる。

担い手への農地の集約とスマート農業の推進のため、ほ場の大区画化等を行う際に、使われなくなった農業用施設等の撤去、農地への復元も含めた基盤整備事業を創設すること。

(3) 農地中間管理機構関連農地整備事業の改善

本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

3. 担い手の育成対策の強化

(1) 人・農地プランの推進

令和3年5月25日に公表された「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」において、「人・農地プラン」の法定化や「目標地図」の実現に向けて、能動的アプローチを行うことにより体系的に農地の貸借等を進めるとされている。

しかしながら、本道においては、65歳以上の農家人口は、令和2年度において40%を占めている状況にあり、高齢農家に対し能動的アプローチをかけることは、地域の農業構造の崩壊を招く恐れがある。

そのため、高齢農家の切捨てや地域構造の崩壊とならないような施策の展開を行うこと。

※ 年明けに改正内容等が公表される予定であることから、改正内容を確認した上で表現の修正を行う。

(2) 農業者の世代交代に関する支援の充実

本道には、約4,000の農地所有適格法人が存在し、今後、経営者が世代交代を迎える法人が大半を占めている状況にある。

法人版事業承継税制が措置されてはいるものの、制度を活用できる者は、筆頭株主に限定されていることから、筆頭株主が存在しない本道の複数戸法人では本制度の活用が困難となっている。

また、本道における複数戸法人の割合は、27%程度の約1,000法人にとどまるが、農業産出額では、本道農業の全体の20%弱となっており、複数戸法人が北海道農業において大きな役割を果たしている状況にある。

そのため、筆頭株主が存在しない複数戸による経営体でも活用できる法人の事業承継税制の構築を検討すること。

また、個人経営の第三者継承が円滑に行える支援施策の創設を検討すること。

（3）農地所有適格法人の設立に関する支援

農地所有適格法人を設立した場合、法人化を契機に効率的な農業経営の構築のため投資を行うケースが多く見受けられる。また、法人化後において経営が安定するまでに時間を要するため、多額の運転資金が必要となるケースも多い。

そのため、農業経営改善計画に基づき法人化した場合において、農業経営基盤強化準備金の使途を法人設立に伴う出資金の払い込みも可能となるよう拡充すること。

（4）農作業受託組織等への支援

基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展する中において、農作業受託組織等においても人材確保を行うことは喫緊の課題である。

新型コロナウイルス感染症の影響で、リモートワーク等により地域へ移住する者も存在していることから、こうした人材を確保することも必要となると考えられる。

そのため、リモートワークにより地域へ移住した者等の副業の選択肢となるよう、農作業受託組織等が短期雇用など柔軟な雇用体制を整備し雇用した場合において、農作業受託組織等への運営を支援する仕組みを構築すること。

（5）新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）」の創設

農業経営を行う者を確保するためには、従来の新規就農に加え、手軽に農業経営を開始できる新たな仕組みを構築することが必要である。

新規就農者にとっては、農地や農機具等の多大な投資が必要となることが課題の一つである。

農地については、農地中間管理事業等を活用することによって、投資額を抑制することが可能となるが、所有者の意向によって、安定的な農業経営を構築することが困難となるケースも存在している。

そのため、新規就農者の負担軽減と経営の安定化を図るために、市町村等が農地及び施設・農機具等を所有して貸借する「レンタル農場制度（仮称）」を創設すること。

【 農業経営に関する支援 】

1. 経営安定対策

(1) 経営所得安定対策

「総合的な TPP 等関連施策大綱に基づく農林水産分野の対策」により、国際貿易協定の影響を最小限に抑えられている状況にあることを踏まえ、引き続き、経営所得安定対策等に関する関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。

※ 転作田の問題について、要望書に入れたいと考えています。

各地方連からの意見を踏まえて表現を検討します。

(2) 農業経営基盤強化資金並びに農業近代化資金

農業経営における投資額は年々増加する傾向にあることから、農業経営の投資負担を軽減するための支援として、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）及び農業近代化資金の金利負担軽減措置について、引き続き必要な予算を確保すること。

また、農業近代化資金においては、都道府県の利子補給の状況によっては、スーパー L 資金と同等の金利水準とならないことも想定されることから、国費による利子補給対応も検討すること。

2. 農業者年金

(1) 農業後継者に対する政策支援加入の拡充

農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度においては、経営主の直系卑属の配偶者に対しては加入が認められていない状況にある。

農業経営において、経営主・配偶者・経営主の直系卑属の後継者に加え、後継者の配偶者も重要な担い手であることから、経営主の直系卑属の後継者の配偶者も政策支援の対象とすること。

【 農作物の首都圏への輸送力の確保 】

（1）鉄道輸送力の確保

本道農産物の首都圏への輸送手段として、鉄道輸送力はコスト面・輸送量から見て最適な手段である。

しかしながら経営悪化が一層深刻さを増している JR 北海道は、単独で維持困難とする 13 区間のうち 5 区間を廃止する意向を示していることに加え、残る 8 区間についても公的支援がなければ存続できないとしている状況にある。

こうした中において、国は、JR 北海道に対し 10 年間で最大 1,400 億円の経営支援を行うことを決定しているが、路線の維持については、保障されていない状況にある。

そのため、本道農産物の首都圏への輸送手段としての鉄道輸送力の維持・確保のため、必要な路線の維持に向けた強力な支援を行うこと。

（2）農産物の輸送費の抑制

トラックドライバー不足やそれに伴い輸送コストが増加していることから、輸送コスト低減や物流改善に向けた対策を強化すること。

【 農業委員会予算の確保 】

市町村農業委員会は、農地の権利移動、農地転用許可事務、遊休農地に関する措置、農地情報の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における担い手の育成・農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

そのため、市町村の財政状況に左右されずに農業委員会の使命を果たす必要があることから、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

また、農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金についても、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生の未然防止、農地法等に基づく業務、実質化された人・農地プランの実現を効率的に執行するために必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。

【その他】

(1) 6次産業化の推進

本道の地方都市においては、農業経営が安定し農産物の加工などにより雇用を創出している地域では人口が増加している一方で、産業構造が安定していない地域では人口が減少している状況にあり、産業構造の違いが人口の維持に影響を与えている。

農業における6次産業化の推進は、地域の産業構造の構築に繋がることから、関連産業の成長も視野に入れた6次産業化の推進を行うこと。

また、6次産業化に関する支援施策の十分な予算を確保すること。

(2) 鳥獣被害対策の拡充・強化

深刻化する鳥獣被害については、被害額はもとより営農意欲の減退等、農業・農村への影響は甚大である。

本道においては、令和2年度において 億円の被害が生じており、特にエゾシカによる被害が大きく、次いでヒグマ、キタキツネなど在来種による被害が大きい。また、近年では外来種であるアライグマによる被害も増加傾向にある。

このため、農作物への食害を防止するため、電気牧柵等の設置によるほ場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠であることから、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保すること。

また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。

さらに、ヒグマによる人的被害があった場合などにおける自衛隊への災害派遣要請が簡易に行えるような支援施策の構築を検討すること。

（3）産業動物に従事する獣医師の確保対策

酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している。

令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画により、獣医師による家畜の遠隔診療を初診から可能とする対応がとられているが、治療行為が必要となる場合の抜本的改革とはなっていないのが現状である。

このため、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。

（4）スマート農業のための環境整備

本道における基幹的農業従事者の65歳以上の割合は、40%を超えている状況にある。

農林業センサスでは、70歳を境に基幹的農業従事者数が減少することから、本道においては、間もなく大規模離農が発生する可能性が高い。

こうした状況を緩和するためには、スマート農業等、最先端技術の導入により離農年齢を引き上げることが必要である。

しかしながら、人口が密集しない農村部の多い本道においては、スマート農業の展開に必要となる5Gエリアが未整備な地域も多い状況にある。

そのため、早急に無線基地局の整備など農地における情報通信環境整備を促進すること。

(5) 自然災害等による農業被害への支援対策

大規模自然災害に備えた防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・地産事業等の推進、また、老朽化した明渠など農業用インフラに伴う再整備の迅速化、さらに交通・物流・情報など重要インフラの強靭化を図ること。

あわせて大規模停電など災害時の重要な電力供給減となるバイオガスプラントについては、送電網等に伴う空き容量の確保と新規接続の推進、施設整備に係る補助の拡充と要件緩和をすすめること。

(6) 原子力発電と核廃棄物

本道は、一次産業を基幹産業として観光業や食品加工業など幅広い関連産業と深く結びついて発展してきた。

原子力発電や核廃棄物等において、事故・災害が発生した場合、基幹産業である一次産業をはじめ、観光業等においても甚大な被害をもたらすことから、原子力発電の稼働・建設、核廃棄物の処理等の判断については、慎重に行うこと。

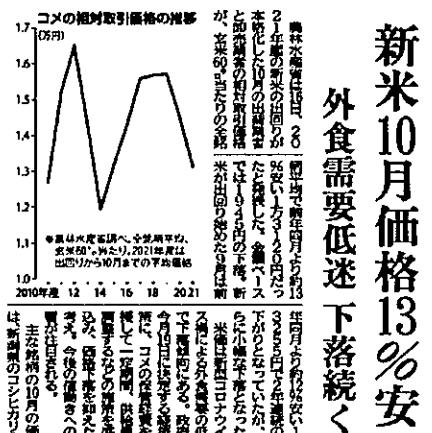
令和5年度 農業政策・予算に関する要望書
(解説資料)
原々案

新型コロナウイルス感染症における米・乳製品への影響緩和対策の必要性

新型コロナウイルス感染症の影響により消費構造が変化した結果

① 米価が下落

② 今後の乳価が心配



22年産米 生産面積5.5%減
米対過剰在庫解消目指す

道内のコメといひの農協
組合員らでつくる北海農業
協同組合本部（米対）は、
2022年産の主食用米の
生産面積を前年比で5.0%
減（約5.5%減）してひま
8万5500haを確保する
必要があひひの方針を確
定した。新型コロナ禍に伴う
外食需要の減少などでコメ
余りが深刻化しているため
で、今後3年間で過剰在庫
の解消を図る。
17日に札幌市内で開いた
会合で確認した。北海農業
協同組合本部は、道やＪＡ北海
道中央会などびつぶの北海
道農業生産課会水田部会
が例年12月中旬に「生産の
目安」を正式決定している
が、おむね米対に沿った
数字となる見通し。

（堀田聰）

消費の回復のための消費喚起
在庫対策
経営の維持・発展等に向けた支援
が必要



ホクレンによると、10月
末現在の道産米の在庫は5
万9千㌧と過正規模とさ
れる2万㌧の約3倍。米対
は、3年後の24年の在庫量

示すのは異端だ。

ホクレンによると、10月
末現在の道産米の在庫は5
万9千㌧と過正規模とさ
れる2万㌧の約3倍。米対
は、3年後の24年の在庫量

示すのは異端だ。

ホクレンによると、10月
末現在の道産米の在庫は5
万9千㌧と過正規模とさ
れる2万㌧の約3倍。米対
は、3年後の24年の在庫量

示すのは異端だ。

2. 経営継続支援と生産資材等の安定供給について

**道内灯油
13年ぶり110円台**

▶

高材資

「でも、アーティストなし?」

上り
ひま
くまのト
の利用

おはようございます。おはようございます。おはようございます。

田代、シゲラウーガンリ　元は大手の出版業者
田代、シゲラウーガンリ　元は大手の出版業者

て、彼の心は、この間、常に、この問題に、惹かれてゐた。彼は、この問題を、必ず、解決する、ことを、決意してゐた。彼は、この問題を、必ず、解決する、ことを、決意してゐた。

火消や女風急く
「女郎の嫁衣に火を付ける」
を意味する。小説では
「お嬢入戸式一喜に懲り
て、江戸へ逃げてゐる」
と書かれてゐる。

西に進むやうに思はる事無く、此の辺は必ずしも御用の所であつた。それで、此處に於ける御用の所は、御用の所の御用の所であつた。それで、此處に於ける御用の所は、御用の所の御用の所であつた。

アビト・電視效果未矢萎
おなじく「御用御用」。
就寝前はのんびり楽しむ方

卷之二

石油元売りに国が補助金
が補助金の交付審査権を下しても、電気のガソリン

卷之三

原油価格の高騰に関する支援 生産資材の高騰に関する支援

基本農政の確立について

【 経営耕地面積規模別農業経営体数 】

地域	平成元年			規模拡大 の傾向	平成22年			規模拡大 の傾向	令和2年		
	経営体数	10ha未満	10ha以上		経営体数	10ha未満	10ha以上		経営体数	10ha未満	10ha以上
全道	99,432	68.0%	32.0%	↗	44,050	40.6%	59.4%	↘	34,913	58.5%	41.5%
空知	17,681	82.5%	17.5%	↗	7,888	48.7%	51.3%	↗	5,910	38.4%	61.6%
石狩	7,604	82.6%	17.4%	↗	2,868	56.0%	44.0%	↗	2,175	51.0%	49.0%
後志	6,546	84.2%	15.8%	↗	2,802	66.0%	34.0%	↗	2,203	63.1%	36.9%
胆振	4,267	79.8%	30.2%	↗	2,084	60.3%	39.7%	↗	1,652	55.7%	44.3%
日高	3,949	71.8%	28.2%	↗	1,837	47.6%	52.4%	↗	1,526	43.7%	56.3%
渡島	7,215	92.6%	7.4%	↗	2,046	76.6%	23.4%	↗	1,523	73.3%	26.7%
檜山	4,164	87.3%	12.7%	↗	1,376	62.4%	37.6%	↗	1,000	54.3%	45.7%
上川	18,369	82.3%	17.7%	↗	7,894	54.5%	45.5%	↗	5,817	44.3%	55.7%
留萌	2,615	69.6%	30.4%	↗	966	43.5%	56.5%	↗	744	35.7%	64.3%
宗谷	1,884	41.4%	58.6%	↗	775	4.2%	95.8%	↘	679	7.6%	92.4%
林 ^一 ヶ ^ウ ク	10,132	40.9%	59.1%	↗	4,949	16.1%	83.9%	↗	3,956	12.4%	87.6%
十勝	10,202	20.1%	79.9%	↗	5,991	8.6%	91.4%	↘	5,266	10.8%	89.2%
釧路	2,571	24.2%	75.8%	↗	1,347	14.3%	85.7%	↗	1,100	14.1%	85.9%
根室	2,233	3.9%	96.1%	↗	1,486	3.0%	97.0%	↘	1,362	7.5%	92.5%

現場の実情にあった中長期的な農業政策の展開が必要

農地の所有権移転の促進

民法・不動産登記法の改正

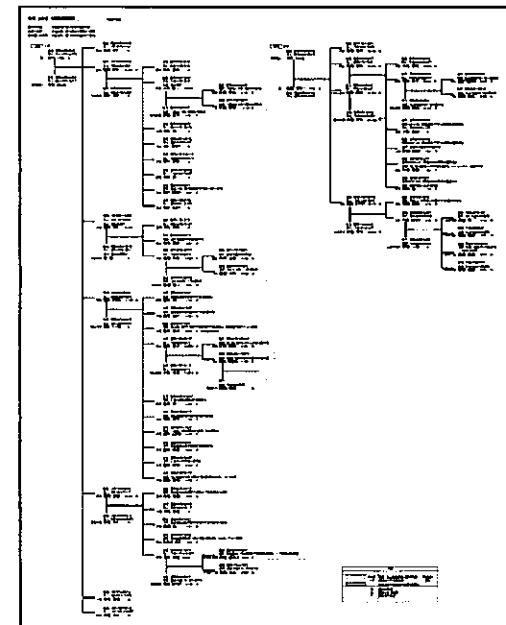
相続登記の義務化（3年以内）



届出を行うと10年間登記の義務が猶予される



農地バンク事業による貸借を中心とした農地流動化だけでなく、耕作者による農地の所有権の取得も含めた農地流動化が必要



道内の実例（相続人は128人）

農地バンク事業と特例事業の推進

農地中間管理事業（農地バンク事業）

所有者A

10年以上
で貸借

農地バンク

扱い手B

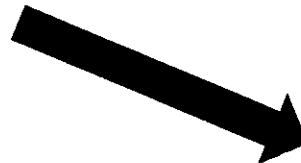
10年以上
で貸借

機構集積協力金の交付

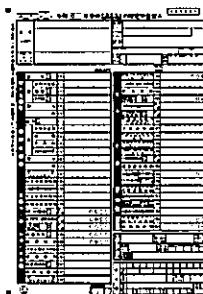
扱い手Bが当該農地所有権を取得した場合、
農地バンク事業による扱い手への農地の集積の効果が永続的になるにも関わらず、
機構集積協力金は返還となってしまう。

こうした場合における特例措置を講じることが必要

概算取得費の増額



農地価格は下落傾向

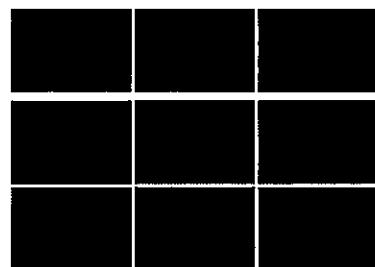


個人経営での青色申告では、減価償却資産ではない農地は計上されないことから、農地の購入価格が不明となるケースが多い。



農地を売却した場合、本来であれば、取得費よりも低下で売却することになるが、記録がないことから概算取得費の5%が適用されてしまう。

担い手への農地の集約化の促進



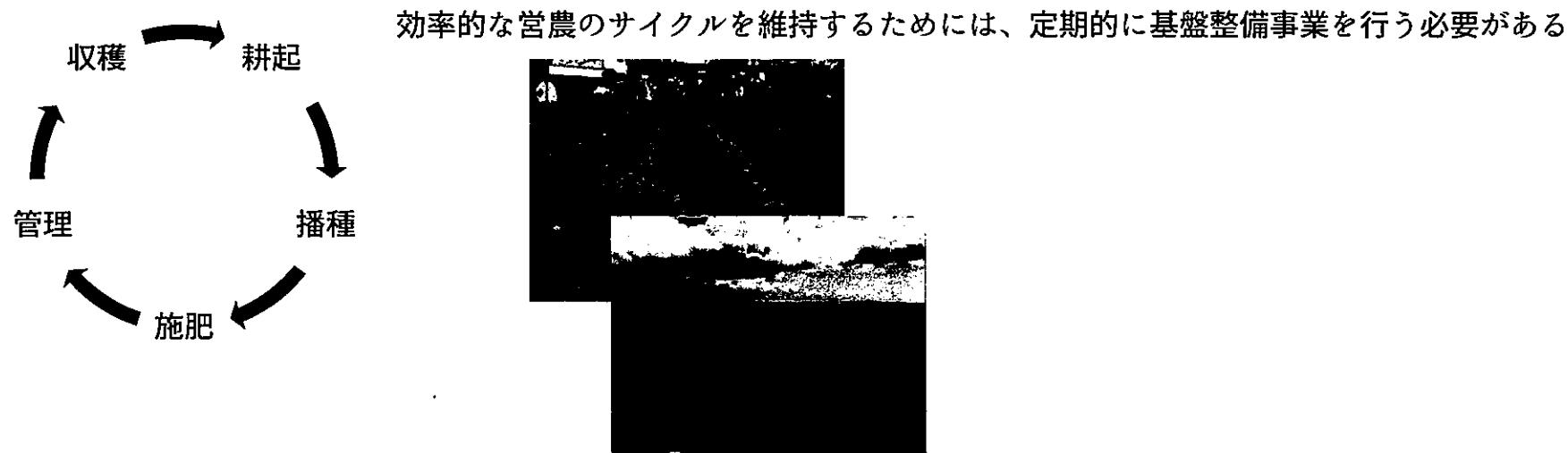
農地の集約化をするためには、交換分合事業が最も効率的



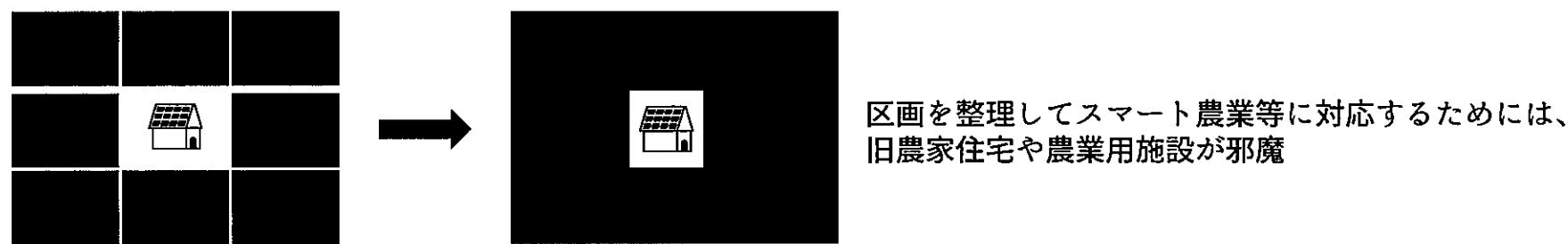
交換分合事業のための事務費の補助等を受けるためには、基盤整備等の事業を実施する必要がある

農業委員会単独で「交換分合事業」の実施が可能な仕組みが必要

農業農村整備事業等の拡充と予算の確保



担い手への農地の集約化の促進のための措置



農地中間管理機構関連農地整備事業の改善

事業要件

- 農地バンクが借入した農地が対象（借入期間15年以上）
- 対象農地面積10ha以上（中山間地域は5ha以上）
- 対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）
- 対象農地の8割以上を担い手に集団化
- 収益性が20%以上向上又は生産コストが20%以上削減



北海道での実現は困難

人・農地プランの推進

高齢	担い手A	担い手B
担い手C	担い手A	高齢
担い手C	担い手C	高齢

現状地図



担い手A	担い手A	担い手B
担い手C	担い手A	担い手B
担い手C	担い手C	担い手B

目標地図

目標地図の実現に向けて能動的アプローチをかけることは、高齢農家に対し離農勧告することになるのではないか？

農業者の世代交代に関する支援の充実

法人版事業承継税制

先代経営者等である贈与者の主な要件

- ① 会社の代表権を有していたこと
- ② 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
- ③ 贈与時において、会社の代表権を有していないこと

本道における複数戸法人の状況

農地所有適格法人

出資者	議決権
A	1/5
B	1/5
C	1/5
D	1/5
E	1/5

個人経営時の経営主が出資して複数戸法人を設立していることから、筆頭株主も50%超の議決権数を保有する者も存在しない。

本道の複数戸法人の場合、「法人版事業承継税制」を利用しないと事業承継時の株式譲渡等における納税に対応しきれないケースがある。

しかしながら、本道の複数戸法人には筆頭株主が存在しないことから、「法人版事業承継税制」を活用することができない。

農業算出額	農地所有適格法人売上高合計	割合	農地所有適格法人 複数戸法人のみ 売上高合計	割合
12,762億円	4,923億円	38.6%	2,169.8億円	17.0% (44.1%)

農業産出額：北海道農業・農村統計表（北海道 令和元年度版）
法人売上高：北海道農業会議調べ（令和元年度データ）

新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）」の創設

農林水産業・地域の活力創造プラン（R02.12）

- リモートワークなど場所を問わない働き方の進展
- 地方への人の流れを生み出して行くことが重要
- 農業経営を行う人の確保
- 農地の適切な利用の促進
- 安心して農村で所得と雇用の機会を得て生活
- 人口減少を踏まえ、農業経営を行う人を確保
- 労働力調整・働き方改革・農作業受委託など補完する仕組みを整える
- 人・農地プラン、農地集積、集落営農、新規就農、移住促進、事業承継、資金調達等に係る施策のあり方の検討

若者の農業参入等に関する課題について（R03.04.19）

- 農業従事者の高齢化と急激な減少（2020農林業センサス）
- 若い就農者の確保・育成が不可欠
- 農地バンクと関係機関が連携して認定新規就農者への農地確保を支援
- あらかじめ認定新規就農者向けの農地を確保して貸し付ける取組
- 農地バンクが貸し付けた認定新規就農者数は、前年度より増加しているものの十分とは言えない。
- 新しく農業をはじめる方の参入のハードルを下げる。
- 雇用就農の促進を図る。
- 農業次世代人材投資事業の支援対象者は、経営開始6年目には一定程度の収入を得られている。
- 農の雇用事業を活用した経営体では売上額が増加。
- 人材を定着させることが重要。

人口減少等に対応した関連施策の見直し（R03.05）

- 農業を副業的に営む経営体
- 地域を超えた広域での人材のマッチング
- 農業に携わる者を確保
- 来年の通常国会に必要な法案を提出

働き方改革実行計画（H29.03）

- 副業・兼業の推進

北海道における基幹的農業従事者の状況

年齢構成比						
15~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~
3.7%	10.6%	14.5%	18.2%	12.4%	14.6%	25.9%

北海道農業・農村統計表（北海道 令和2年度版）

→ 本道の高齢化の状況から見て、新規就農など新たな担い手の確保が必要

新規就農する場合、膨大な投資が必要。（ハードルが高い。）

畜産経営の新規就農を想定

牛舎等	約1億6,500万円
経産牛60頭	約5,000万円
農機具	約5,000万円
農地	約1,500万円
合計	約2億8,000万円

市町村・JA

農地

農機具等

新規就農者等

農地

農機具等

レンタル

現行法では、市町村・JAが貸すことを目的として農地を取得することはできない。

農地を安定的に利用できる仕組みが必要

↓
新規就農等のハードルを下げるため、レンタル農場制度（仮称）の創設が必要

水田活用の直接支払交付金の見直し

【交付対象水田の扱い】

- 転換作物が固定化している水田の畠地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後、5年間（R4～R8）に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針

【多年生作物（牧草）の扱い】

- 一度播種すれば5～10年に渡って収穫可能であり、播種年以外は、生産コストも低いことから、収穫のみを行う年の戦略作物助成の単価を見直す。

播種～収穫を行う年 : 3.5万円/10a
収穫のみを行う年 : 1.0万円/10a

《検討中》

- 激変緩和が必要 ⇒ 5年もうけたと言われる可能性あり。
- 農家の所得への影響 ⇒ 影響は認めると思われるが、田ではなくなった元水田に交付金を交付するのは別の問題と言われる可能性あり。
- 転作田としての維持の必要性 ⇒ どんな理由を作れる？
5年に一度水張ればいいでしょと言われる可能性あり。
- 離農を加速させる ⇒ 理由としては○か？
しかし、この政策で行うことではないと言われる可能性あり。

過去の生産調整において、愚直に国のルールを守ってきた北海道に対して、こんな仕打ちが許されるのか？

↑

要請の表現としてちょっと・・・

※ 中途半端な文言で要請した場合、道内の転作田は、既に水田機能を失っていると認識される可能性があることから、どの角度から責められても耐えうる文言にする必要がある。
慎重な対応が必要。